

神奈川海区漁業調整委員会指示第 3 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、神奈川県地先海面における油いか及び油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和 8 年 2 月 10 日

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 操業の制限

神奈川県地先海面における操業を禁止する。

2 指示の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで